



東京都健康安全研究センター

くらしの健康

平成29年9月 第39号

■ 目 次 ■

○配置販売業ってどんなもの？

○食の安全都民フォーラム



超高齢社会を迎えて、健康の維持・向上への関心がますます高まり、健康寿命延伸に向け様々な取組が行われています。これらの取組の中に、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする「セルフ・メディケーション」も含まれています。そのため、医師の処方箋がなくても利用者が自らの判断で購入できる「一般用医薬品」の役割が注目されています。

今回は、一般用医薬品を扱う事業者の一つである「配置販売業」について解説します。

配置販売業ってどんなもの？

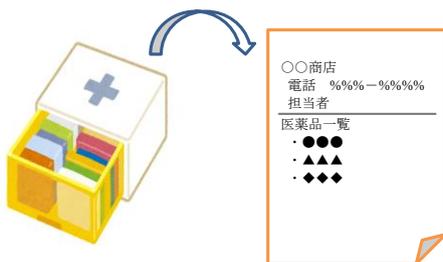
1 配置販売業とは？

配置販売業は、江戸時代からある「置き薬」が起源とされ、家庭や企業を訪問し、医薬品の入った箱（配置箱）を預けます。

配置箱を預かった家庭等では必要に応じて箱の中の薬を使用し、次回、配置員が訪問した際に、使用した分の代金を支払います。急に薬が必要になったとき、家庭にしながら薬を購入することができる仕組みです。

平成29年3月31日現在、東京都内では324件の配置販売業者が許可を受けて販売しています。

2 配置箱ってどんなもの？

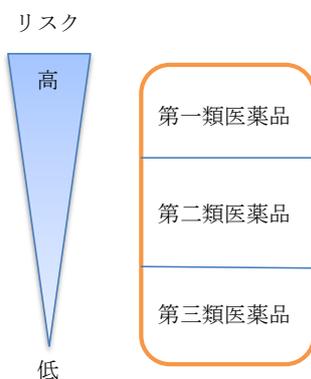


配置箱は、各家庭の「救急箱」とは違い、配置販売業者があらかじめ色々な一般用医薬品を入れて家庭などに預ける特別な薬箱です。配置箱にはそれぞれの医薬品が用途やリスクごとに分類され入っています。また、医薬品以外にも配置販売業者の氏名や連絡先、配置薬の一覧をわかりやすくまとめた文書などが入っています。

薬局やドラッグストアなどで医薬品を購入するときは、専門家である薬剤師や登録販売者に相談しながら購入することができます。一方、配置販売では薬剤師や登録販売者などの資格を持った配置員が定期的に訪れて、医薬品の使用方法などの説明や医薬品の補充をしてくれますが、医薬品のことを相談できる専門家が常に身近にいるわけではありません。そこで、配置箱には、医薬品以外に、配置している医薬品の情報や問い合わせ先などが記載された文書も入っているのです。

配置されている医薬品を使用するときに専門家への相談が必要になった場合は、箱の中にある問い合わせ先に連絡してください。

3 配置箱に入っている医薬品は？



配置販売業者が取り扱える医薬品は、「店舗専用」の表示がない一般用医薬品だけです。一般用医薬品は、リスクの程度に応じて第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の3グループに分類されます。配置販売業者の中には、所属する配置員が持つ資格等の状況により、リスクが高い第一類医薬品を取り扱えない場合もあります。

配置箱の中の医薬品は、箱を設置する配置販売業者が取り扱える品目のうち、作用が穏やかで長期間の保管に適したものが選ばれています。配置箱を設置する場合は、契約する前に、中にどのような医薬品が入っているか事業者を確認してください。

なお、配置箱の中には第一類から第三類の医薬品がグループごとに分けて整理されています。専門家が販売する店舗の代わりとして、各家庭などで医薬品を保管しておく箱なので、サプリメントなどの健康食品や雑貨を混在させることはできません。

4 どんな人が配置してくれるの？



配置販売業者は、配置箱を設置している家庭などからの相談を常に受けられるように、連絡先や配置担当者、配置箱に配置されている配置薬の一覧などを文書にして配置箱と併せて交付します。

配置販売業者は、第一類医薬品を配置する際には「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(略称:医薬品医療機器等法)」により、適正な使用について、「薬剤師からの情報提供」を義務づけられています。また、第二類医薬品、第三類医薬品については「薬剤師又は登録販売者からの情報提供」を行うよう努めなければなりません。

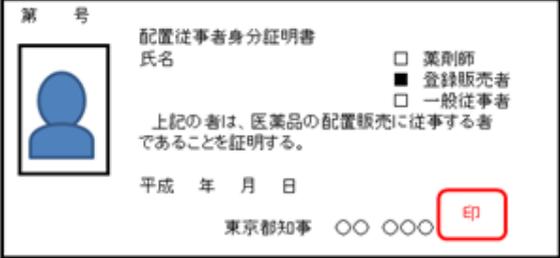
そのため、配置販売業でも情報提供をする配置員は「薬剤師」又は「登録販売者」の資格を有していなければなりません。

そして、適切な情報提供を行うために研修を受け、常に専門家としての資質の向上に努めるように規定されています。

また、配置員は薬を配置する際には必ず「配置従事者身分証明書」を携帯しなければなりません。配置従事者身分証明書の交付を受ける場合は、配置員の住所地の都道府県で、写真などの必要書類と手数料を添えて申請します。

身分証明書には知事の公印と、配置従事者の写真が必ず付いていますので、確認してみてください。名札の代わりとしている方もいるようです。

< 配置従事者身分証明書(例) >



第 号

配置従事者身分証明書

氏名

薬剤師
 登録販売者
 一般従事者

上記の者は、医薬品の配置販売に従事する者であることを証明する。

平成 年 月 日

東京都知事 ○○ ○○○ 印

5 契約時(配置箱を預かる際)に気を付けることは？

配置販売では、本来店舗などで薬の専門家に相談し、提供された情報をもとに使用すべき医薬品を、家庭などで適切に保管し、自らの判断で使用します。どのような医薬品が配置箱に入っているのか、相談すべき連絡窓口は設置されているか、どのような配置員が定期的に訪問するのかなど、契約する前によく内容を確認してください。



なお、配置販売業者が医薬品を預けるときにサプリメントなどの健康食品を併せて販売することもあります。健康食品はあくまで食品であり、医薬品的な効能や効果は期待できません。また、医薬品的な効能や効果などの広告も法律で禁止されていますので、ご注意ください。

6 配置販売業者への指導は？

東京都健康安全研究センターでは、都内で業務を行う配置販売業の許可申請や届出について郵送又は来所で受け付け、これらの申請等について審査を行い、必要に応じて立入調査を行っています。平成 28 年度の配置販売業に関連した監視では、事業者の更新調査、その他苦情対応などで 64 件の立入調査を行いました。

立入調査では、配置員の体制や販売記録、在庫として保管されている医薬品などの管理状況を確認します。また、配置薬の品質を確認するために、定期的に事業者が在庫として保管している医薬品について当センターの検査部門で品質等の試験検査を行い、適切な医薬品が流通していることを確認しています。

当センターでは、今後とも都内の配置販売業者に対し、配置薬の品質確保、適正な流通指導に努めてまいります。

■イベント情報■

食の安全都民フォーラム

「もっと知りたい。災害時の食と衛生」

- 日時：平成 29 年 9 月 29 日（金） 13：30～16：30
- 会場：都議会議事堂 1 階 都民ホール

第 1 部 基調講演

- (1) 『災害時の食の実態～何がどのくらいあったの？なかったの？～』
- (2) 『避難所における衛生実態と対策～過去の例から～』

第 2 部 パネルディスカッション

○炊き出しやトイレなど、避難所における食品・衛生面での実態について、過去の事例を紹介しながら、対策や今からできることについて考えます。

- 募集人数：200 名（参加無料。応募多数の場合は抽選とさせていただきます。）
- 申込方法：ホームページによる電子申請または往復はがき
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/forum/h29/h29.html>
- 申込期限：9 月 15 日（金）※郵便の場合は当日消印有効



発行 東京都健康安全研究センター

住所 〒169-0073

東京都新宿区百人町三丁目24番1号

電話 03-3363-3231(代表)

Mail www@tokyo-eiken.go.jp

HP 東京都健康安全研究センター

<http://www.tokyo-eiken.go.jp/>

感染症情報センター

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>

都内の環境放射線測定結果

<http://monitoring.tokyo-eiken.go.jp/>